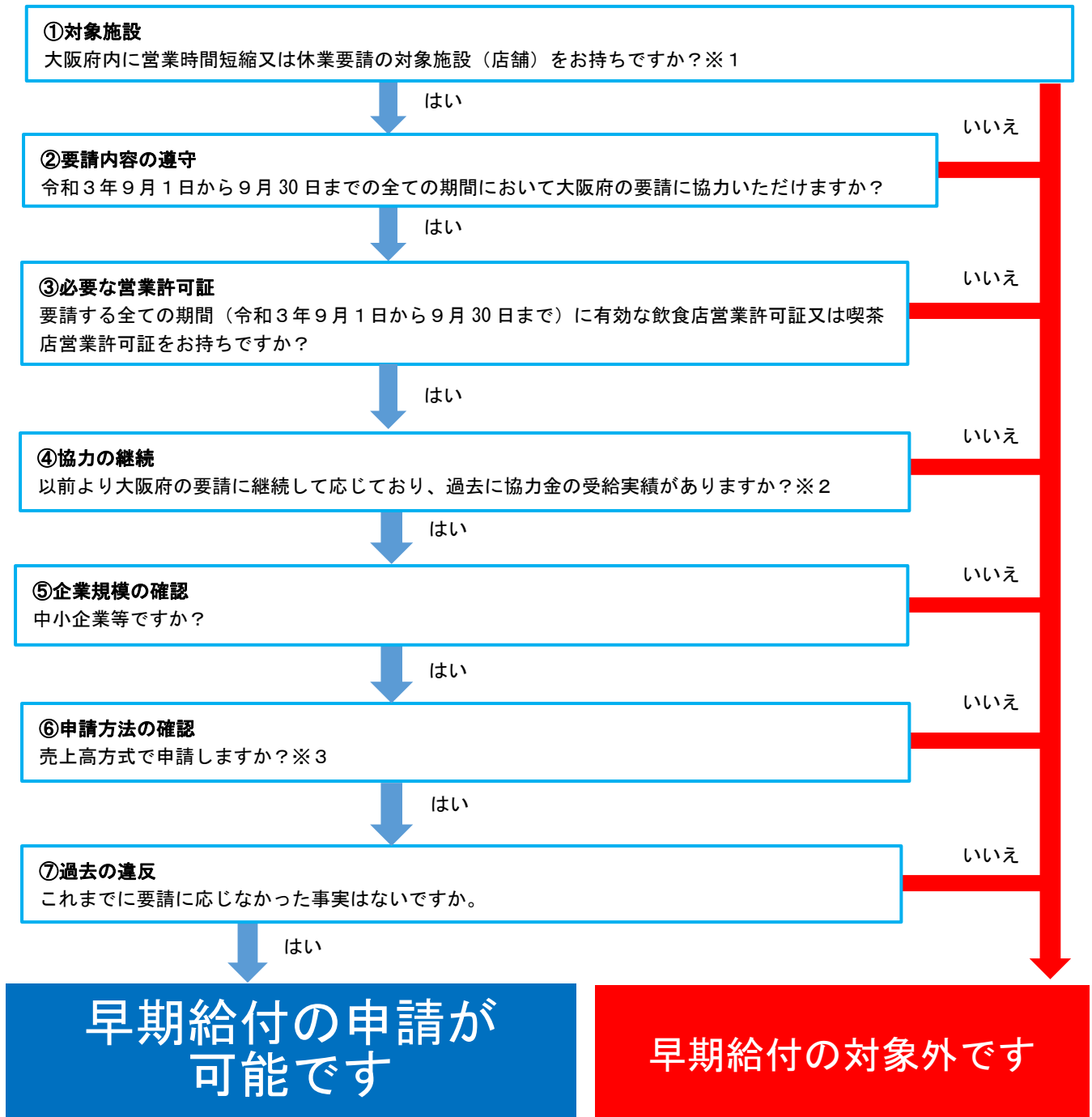


【協力金早期給付対象判定フローチャート】



※1 対象となる施設については、4ページの「対象施設（店舗）一覧表」で確認してください。

※2 大阪市内の店舗においては第3期協力金、大阪市を除く大阪府内の店舗は第2期協力金を受給しており、かつ、いずれの場合も第7期協力金（6月21日から8月31日までの全ての期間）を受給又は申請している必要があります。

※3 売上高減少額方式で申請される場合は、早期給付の対象になりません。9月24日に開始する一般受付で申請してください。